

【国税庁】

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用のお願い

1 マイナンバーカードに係る広報素材等

マイナンバーカードは、令和2年9月に開始されたマイナポイントによる消費活性化策や令和3年3月から開始予定のマイナンバーカードの健康保険証利用、また、各種証明書のコンビニでの取得や、e-Taxによる確定申告での利用、更には今後、運転免許証との一体化も検討されている等、大きなメリットがあるカードです。

国税庁のホームページでは、マイナンバーカードのメリットや安全性等を紹介する広報素材（リーフレット、ポスター、チラシ及び説明動画）を掲載しておりますので、リンク先のリーフレット等をご覧の上、マイナンバーカードの取得及び利活用をお願いいたします。

(国税庁ホームページ)

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/jyoho/index.htm>

【広報素材】

○リーフレット

- ・マイナンバーカードでつかってみよう！マイナポータル
- ・利用申込受付開始！マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります！
- ・マイナンバーカードで上限5000円分のマイナポイントがもらえる！
- ・マイナポイント25%もらえる！マイナンバーカードの申請はお早めに！
- ・2021年3月（予定）からマイナンバーカードが健康保険証として使えるようになります！
- ・つくってみよう！マイナンバーカード
- ・持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性
- ・こんなときあってよかった！マイナンバーカード
- ・マイナンバーとマイナンバーカード この2つの違いは？

○ポスター

- ・これからは手放せない！マイナンバーカード

○チラシ（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

○説明動画（外部サイトへのリンク先）

- ・メリットいっぱいマイナンバーカード

2 確定申告におけるマイナンバーカードの利活用

国税庁においては、マイナンバーカードを利用した納税者の利便性向上施策に取り組んでいるところ、令和3年1月からは、マイナンバーカードを利用したスマホ申告がより利用しやすく改善され、また、生命保険料控除証明書等をマイナポータル経由で一括取得でき、確定申告書に自動入力すること（マイナポータル連携）が可能となります。

この取組については、国税庁ホームページ内の「国税庁ホームページでの申告書作成・e-Tax送信がますます便利に！」に掲載しておりますので、是非ご覧ください。

(国税庁ホームページ)

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r2_smart_shinkoku/index.htm

3 マイナンバーカード取得促進の取組事例

別添のとおり、企業においてもマイナンバーカード取得促進の取組が行われております。

是非ご覧いただき、自社等におけるマイナンバーカードの取得促進の取組の参考としてください。